

平成 31 年度長期外部研修（経済予測及び金融分析）の派遣先

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部及び中小企業事業本部が実施する平成 31 年度長期外部研修（経済予測及び金融分析）の派遣先を、以下のとおり募集します。

なお、本件に係る契約締結は当該案件に係る予算が成立することを条件とするものです。

1 募集内容

(1) 目的

ア 経済予測

マクロ経済を的確に分析・予測できる人材の育成

イ 金融分析

金融経済の問題を的確に分析できる人材の育成

(2) 研修内容

ア 基礎研修

- ・ 経済や金融市場の分析・予測に必要な基礎知識を習得する。
- ・ 内容は大学院修士課程レベルをおおむねカバーするものとする。
- ・ 基礎研修期間は 2 カ月半とし、おおむね 1 日 6 時間以上の講義を行う。

イ 応用研修

研修期間を通じて、主に以下の 3 点を習得するものとし、各研修の内容は後掲(ア)及び(イ)のとおりとする。

なお、研究成果は、報告書として公表するものとする。

- ・ 世界と日本の経済の現状を的確に把握する。
- ・ データの裏付けをもって、見通しを語る。
- ・ 現状判断や見通しを分かりやすく的確に伝える。

(ア) 経済予測

短期（1～2 年先）又は中期（10～15 年先）の経済予測・分析を通じて、景気判断や経営計画策定能力を養う。

(イ) 金融研究

内外金融市場（債券、為替、株式）や金融の制度的問題等の分析を通じて、金融システムや金融機関経営に関し、マクロ・ミクロの分析力を養う。

ウ その他の研修

第一線で活躍する経営者等を講師とした講演会・セミナーを実施し、研修生を参加させる。

(3) 研修施設

派遣先の研修施設（東京都内）とする。

インターネットに常時接続できるパソコンを1人1台設置し、電子メールアドレスを1アカウント割り当てる。

(4) 研修期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

(5) 派遣予定人数

ア 経済予測

1名

イ 金融分析

1名

2 参加資格等

(1) 項番1「募集内容」記載の研修を実施できること。

(2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。

(3) 平成27年4月以降に、金融機関・官庁等から研修生の受入実績があること。

(4) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者。

(5) 次の各項に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。

イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として

使用したとき。

ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者であること。
- (9) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 応募申込

応募される方は、平成30年11月28日(水)15時00分までに、参加申込書(別添1)及び項番4に示す提出書類を項番5の申込先に提出してください。

4 提出書類

- (1) 項番1「募集内容」の項目を満たすことが分かる書類(様式適宜)
 - (2) 見積書(様式適宜)
 - (3) 参加資格があることを証明する書類
 - ア 登記事項証明書(申込前3ヵ月以内に発行されたもの(原本))(※)
 - イ 財務諸表(直近2期分)(※)
 - ウ 法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3)又は同(その3の2)若しくは同(その3の3)(※)
 - エ 適合証明書(別添2)
 - オ 誓約書(別添3)
- ※ ア、イ及びウは、平成28・29・30年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

5 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号(大手町フィナンシャルシティノースタワー)

株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課(担当:山下)

電話:03-3270-1552

FAX:03-3270-1411

以 上

平成31年度長期外部研修（経済予測及び金融分析）の派遣先
参加申込書

株式会社日本政策金融公庫が平成30年11月13日付で公告した「平成31年度長期外部研修（経済予測及び金融分析）の派遣先」に参加することを希望します。

平成 年 月 日

会社名	
代表者名	代表者印
住所	〒 ー
担当者名	
担当者 電話番号	
担当者 メール アドレス	

平成 年 月 日

適合証明書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

参加資格について、以下のとおり適合することを証明いたします。

【件名】平成31年度長期外部研修（経済予測及び金融分析）の派遣先

参加の条件	判定の根拠となる事由（注）
(受入実績) 平成27年4月以降に、金融機関・官庁等から研修生の受入実績があること。	
(営業拠点) 業務の遂行にかかる連絡、調整等を行う営業拠点を東京近郊に有している者であること。	

(注)「判定の根拠となる事由」欄には、受入実績においては派遣企業名、研修期間等を記入する。また、営業拠点においては、登記事項証明書、企業概要表等、証明できる書類名を記載し、添付すること。

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 島本 さゆり 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、「平成31年度長期外部研修（経済予測及び金融分析）の派遣先」に係る公募に関し、「2 参加資格等」にある下記項目のすべてを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

なお、この誓約書写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - キ この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
- 3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。